

道府県民税 (法人等)

1. 非課税団体

- (1) 社会福祉法人
- (2) 更生保護法人
- (3) 宗教法人
- (4) 学校法人 等

※収益事業を行った場合…収益事業として課税

→ 社会福祉法人、学校法人等については、収益事業に係る所得の金額の **90/100 以上の金額を本来の事業**である社会福祉事業、学校の経営に充てているときは、**収益事業の範囲に含めない。**

2. 均等割 (年額なので途中で設立したとき月数で按分) : 森林湖沼環境税を含む

- (1) 資本等の金額が **50 億円をこえる法人 (公益法人を除く)** **880,000 円**
- (2) 資本等の金額が **10 億円をこえ 50 億円以下の法人 (公益法人を除く)** **594,000 円**
- (3) 資本等の金額が **1 億円をこえ 10 億円以下の法人 (公益法人を除く)** **143,000 円**
- (4) 資本等の金額が **1 千万円をこえ 1 億円以下の法人 (公益法人を除く)** **55,000 円**
- (5) **その他** **22,000 円**

3. 法人税割

(1) 課税標準

課税標準とされる法人税額は、法人税法その他法人税に関する法令の規定によって計算した法人税額で、所得税額、外国税額等の控除をする前の金額をいい、法人税額に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額は含まれない。**2 以上の道府県に係る事務所を有する法人**については、法人税額の総額を**事務所等の従業員の数によって按分**した額とされる。

なお、事業年度開始の日前5年以内に開始した各事業年度において生じた欠損金額について、法人税額の還付を受けている場合には、その欠損金額の生じた事業年度後5年の間に開始する事業年度の課税標準である法人税額の計算上、その法人税額を限度として、その還付金に対応する法人税額を控除する。

(2) 税率

- ① 標準税率 **5.0%**
- ② 制限税率 **6.0%**